

令和2年度の事業計画書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益財団法人人権擁護協力会

1 事業の概要

(1) 人権啓発活動

ア 中学校用の人権啓発冊子「種をまこう」の作成・配付

中学生を対象に、人権教室等を実施して「人権の共存」の重要性を分かりやすく説明し、人権教育を行うことを目的として人権啓発冊子「種をまこう」(中学校用)を一般財団法人日本宝くじ協会からの助成(助成金申請済み)により28万部作成し、無償配付する。

イ 小学校中・高学年向け人権啓発冊子「種をまこう」の頒布

小学校中・高学年(4～6年生)を対象に、人権教室等を実施して「人権の共存」の重要性を分かりやすく説明し、人権教育を行うことを目的として人権啓発冊子「種をまこう」(小学校中・高学年向け)を有償頒布する。

ウ 小学校低学年向け人権啓発冊子「種をまこう」の作成・頒布

小学校低学年(1～3年生)を対象に、人権教室等を実施して「人権の共存」の重要性を分かりやすく説明し、人権教育を行うことを目的として人権啓発冊子「種をまこう」(小学校低学年向け)を作成し、有償頒布する。

エ 人権擁護推進団体との連携の強化

(ア) 北朝鮮による拉致問題について、法務省及び全国人権擁護委員連合会等と連携して啓発活動に取り組む。

(イ) 全国人権擁護委員連合会及びブロック人権擁護委員連合会と当会との共催による人権啓発研究大会を開催する。

(ウ) 人権擁護活動に呼応するクリーンな団体等へ、会員入会・寄付等を依頼し、当会の財政の充実を図る。

(2) 人権擁護活動に取り組む団体及び個人への支援

ア 中学生に対する「書画で見る世界人権宣言」の贈呈

世界人権宣言の周知を図るとともに、人権意識の向上を図ることを目的とし、全国中学生人権作文コンテストへの支援として各都道府県における地方大会入賞者に対し、「書画で見る世界人権宣言」を副賞として贈呈する。

イ 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会による啓発活動

東京都人権啓発活動ネットワーク協議会のメンバーとして、憲法週間行事及び人権週間行事の「講演と映画の集い」、人権啓発パネル展の「高校生の人権メッセージパネル展」、交通広告の「小学生の人権啓発ポスター展」、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を共催・実施し、人権意識の普及高揚を図る。

ウ 人権講演会への講師の派遣

人権擁護活動に取り組む団体等が開催する人権講演会等に、講師を派遣する。

(3) 人権啓発活動に携わる方々の能力開発及び人材育成支援

ア 人権情報誌「人権のひろば」の作成・配付

人権情報誌「人権のひろば」を年6回、奇数月に発行し、人権擁護活動に必要な知識やノウハウを提供するとともに、人権相談の参考としてカウンセリングの具体例、各地の人権啓発活動の紹介、新法令の解説等を掲載し、人権擁護委員等の能力開発・支援に供する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 第133号（令和2年5月号） | 令和2年5月10日発行 |
| ② 第134号（令和2年7月号） | 令和2年7月10日発行 |
| ③ 第135号（令和2年9月号） | 令和2年9月10日発行 |
| ④ 第136号（令和2年11月号） | 令和2年11月10日発行 |
| ⑤ 第137号（令和3年1月号） | 令和3年1月20日発行 |
| ⑥ 第138号（令和3年3月号） | 令和3年3月10日発行 |

イ その他の人権研修参考資料の作成・頒布

(ア) 「人権よろず困りごと相談－事例Q & A－」

「人権よろず困りごと相談－事例Q & A－」及び「人権よろず困りごと相談－事例Q & A－続編」を頒布し、人権擁護委員の適正な職務執行に供する。

また、法務局、人権擁護委員及び市区町村等の相談担当者への案内を継続的に行い、利用の促進を図る。

(イ) 「人権擁護委員必携（第5版）」の頒布

「人権擁護委員必携（第5版）」を頒布し、人権擁護委員の適正な職務執行に供する。

また、「人権擁護委員必携（第5版）」の改訂版を作成し、頒布する。

(ウ) その他

人権に関する啓発資料（パンフレット等）を作成し、人権擁護委員等が行う啓発活動における利用に供する。

(4) 人権関係情報の収集及び広報活動

○ ホームページによる情報提供の充実

ホームページにより、当会のPRを積極的に行うとともに、2か月に1回更新し、人権関係記事等の充実を行うなどして人権思想の普及高揚を図る。

2 会議等

(1) 役員会等

ア 理事会 定時理事会を、年2回（5月及び2月）に開催する。

イ 評議員会 定時評議員会を、年1回（6月）に開催する。

ウ 監査 年度末監査及び年2回以上の中間監査を実施する。

なお、理事会及び評議員会は、その他必要に応じて臨時に開催する。

(2) 「人権のひろば」編集会議等

ア 編集会議を、年6回（原則として奇数月）開催する。

イ 拡大編集会議を、年1回程度開催する。